

高鍋町創業支援事業補助金

募集案内

令和8年6月
高鍋町

1. 制度の目的

町内で地域の需要や雇用を支える事業を創業又は第2創業を行う者に対し、その創業に要した経費について補助金を交付し、町内での創業の促進及び町の産業の活性化を図ることを目的としています。

※第2創業とは、既に事業を営んでいる事業者等が、既存の事業以外の新事業に進出することをいいます。

2. 補助対象者

次のいずれにも該当する者が対象となります。

① 次のいずれかに該当する者

ア 町内で創業又は第2創業を開始しようとする個人又は法人

イ 町内で創業又は第2創業を開始している個人又は法人であり、かつ、補助金を申請する日の属する年の4月1日において創業開始から1年を経過しない者であるもの

② 補助金と同一の内容で国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体の他の補助金又は助成金の交付を受けていない者

③ 過去に補助金の交付を受けていない者

④ 3年以上継続して町内で事業を行う意思がある者

※次のいずれかに該当する者は対象外となります。

(1) 暴力団（高鍋町暴力団排除条例（平成23年高鍋町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である者

(2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）である者（補助対象事業者等が団体又は企業若しくは事業者の場合は、代表者及び役員等を含む。）

(3) 暴力団関係者（条例第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）である者（補助対象事業者等が団体又は企業若しくは事業者の場合は、代表者及び役員等を含む。）

(4) 町税を滞納している者（団体又は企業若しくは事業者の場合は、代表者に限る。）

(5) その他町長が補助金の交付の対象者として不相当と認めた者

3. 補助対象事業

次のいずれにも該当する必要があります。

① 別表第1の事業に該当しないこと。

② フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれらに類する契約に基づく事業でないこと。

③ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社でないこと。

別表第1

平成25年10月改定「日本標準産業分類」による。

1 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業を除く。）

2 漁業（大分類Bに含まれるもの。）

3 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

4 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）及び歯科診療所（小分類833）

5 医療・福祉（大分類P）のうち、社会保険・社会福祉・介護事業（中分類85）

6 次のサービス業等

- (1) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思考調査等を行うものに限る。）（細分類 7291 に含まれるもの。）
 - (2) 易断所、観相業、観光案内業（細分類 7999 に含まれるもの）
 - (3) 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類 803 に含まれるもの）
 - (4) 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業（細分類 8094 に含まれるもの）
 - (5) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類 8096 に含まれるもの）
 - (6) 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）（細分類 9299 に含まれるもの）
 - (7) 政治・経済・文化団体（中分類 93 に含まれるもの）
 - (8) 宗教（中分類 94 に含まれるもの）
 - (9) 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）により規制の対象となるもの
- 7 その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと思われる事業

4. 補助対象経費及び補助限度額、補助率

| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|---|--------|-----------|
| 1 事業所の増改築又は改修に係る経費（ただし、併用住宅における住居の用に供する経費を除く） 2 事務所・店舗・駐車場の賃借料・共益費 3 外部専門家への謝金及び法人設立に当たって支払われる法人設立費 4 ホームページ等のインターネットを利用した販売促進媒体の作成費 5 オフィス家具等の備品の購入費 6 その他町長が適当と認める経費 | 2/3 以内 | 200,000 円 |

※補助の対象となる経費は、令和 9 年 3 月 31 日までに支払いが完了するもののうち、創業開始日から過去 1 年間に要した経費とします。

※補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

5. 申請方法

高鍋町創業支援事業計画書（届出書）を高鍋町地域政策課商工観光係に提出してください。結果については、審査の上、書面にて通知します。

〈募集期間〉

令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 8 月 31 日（月）

※高鍋町創業支援事業計画書（届出書）は、町ホームページからダウンロードできます。

〈申請書類提出先〉

〒884-8655 高鍋町大字上江 8 4 3 7 番地

高鍋町 地域政策課 商工観光係 行

6. 審査について

書面審査及び対面審査により、以下の審査基準を鑑み交付の可否及び交付額を決定しま

す。

〈審査基準〉

- ① 補助対象事業が町の活性化等に資すると認められるものであること。
- ② 補助の決定にあたっては、高鍋商工会議所の支援を受けて高鍋町創業支援事業計画書（届出書）を作成した事業者等を優先します。
- ③ 上記審査事項により優先が付け難い場合は、審査委員会で事業内容などを審査の上、補助対象事業者を決定します。